

# 被害者支援 ニュース

認定特定非営利活動法人  
全国被害者支援ネットワーク

## 第11号

2013.7.16 発行

認定特定非営利活動法人  
全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10  
東京外国語大学本郷サテライト 6階  
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317  
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言 …………… 広域・緊急支援チームが目指すもの 1
- 特集 …………… 直接支援の広がりや深まり 2
- 寄稿 …………… 犯罪被害者等早期援助団体等と警察 4
- センター紹介 …… 一般社団法人 島根被害者サポートセンター 5
- 用語解説 …………… 被害者等通知制度 6
- 新しく「犯罪被害者支援活動を応援する寄付型自動販売機」を設置していただきました 7
- ホンデリング・プロジェクトへの取り組みがひろがっています! ~本でひろがる支援の輪~ 7
- 2013年度 全国被害者支援ネットワーク事業計画 8
- 活動基盤強化へのご支援・ご協力ありがとうございました 8
- 編集後記 8

巻頭言

## 広域・緊急支援チームが 目指すもの

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事  
支援活動検討委員会委員長代行  
広域・緊急支援チームサブリーダー ● 関根 剛



この広域・緊急支援という名前から、東日本大震災のような場合に現地に出動するチームのようなものを想像する方も多いのではないかと思います。そのためか、緊急支援よりも、日常の支援活動の方が重要ではないかという意見を聞くこともある。しかし、このチームが目指しているものは、年間に何十も発生しているような日常的な支

援活動に関わるものであり、それが、何年に一度という大きな事件・事故の支援につながるものでもある。つまり、広域・緊急支援とは、日常レベルをはじめとする様々な事件・事故に対応するため、各支援センターの連携を素早く・効果的に進めるための体制と人材の整備である。

具体的には、(1)被害者等が複数の県におよぶ時に各センターが情報共有し共同で支援を行う、(2)自県居住者が他県で被害にあった時、サポートのために他県に出向いて支援を行う、(3)大規模事件で当該センターでの支援が困難な時、NNVS認定コーディネーターまたはチームがサポートする、(4)震災のような大規模災害が発生して当該センターの支援活動に困難がある時、チームが間接的(物資援助等)・直接的サポートを行う等であ



スタートした広域・緊急支援チームの作業部会  
(2013年3月23日 みやぎ被害者支援センターにて)

る。(1)と(2)は広域での対応(複数センターによる支援)、(3)と(4)は緊急時に当該センターをサポートするものである。いずれにしても、センター間の連携を円滑に行うことで、被害者へのサポートをより効果的にしようというものである。

その為に、現在、最初に取り組んでいるのは、システムとマニュアル作り～連携の開始と終結の手順、手続き書類、緊急時に利用する配布資料、NNVS認定コーディネーターの具体的業務、ルールや規約などである。これにもとづいて、各センターが互いに連携しやすい状況を作り、NNVS認定コーディネーターが高度かつ柔軟にサポートをしていって、確実・効果的に連携を促進していく役割を担っていくことをねらっている。基本となるシステムとマニュアルの基本案を9月までに作り上げるため、現在までマニュアル作成作業部会を2回開催しており、2人のNNVS認定コーディネーターを中心に作業を進めていると

ころである。

NNVS認定コーディネーターはセンター間の連携と人材育成のスペシャリストとして位置づけられている。各センターにおいて、NNVS認定コーディネーターを擁することは、センター同士の連携支援と人材育成の点で大きな力を得ることにもなる。センター個々の支援の力の向上のみならず、日本全体の支援の力の向上のためにも、重要な役割なのである。今年も、NNVS認定コーディネーター資格認定申請が予定されているので、是非、積極的に、センターの将来の支援活動の中心となる人材を各センターから推薦していただくことを願っている。

広域・緊急支援チームは、チームリーダー堀河昌子副理事長、サブリーダー関根剛、NNVS認定コーディネーター遠藤和子、楠本節子、スーパーバイザー大久保恵美子、大場精子の各氏の編成で、2012年12月8日に発足しました。(メンバー2013年5月31日現在)

## 特集 直接支援の広がりや深まり

公益社団法人 みやぎ被害者支援センター 直接支援員 ● 横橋 良子

我が国の被害者支援は、被害者の悩みを傾聴・共感する「心のケア」からスタートしましたが、被害者の「被害直後から支援して欲しかった」という要望と「被害に伴って遭遇するいろんな問題が解決しないと、精神的にも落ち着かない」との声が寄せられたことから、精神的ケアとともに直接支援のニーズが高まりました。

直接支援も最初は、被害者からの要望が多かった裁判所への公判付添いなどからスタートしました。私達支援員も「よりよい付添い支援を行うには・・・」と、各センターやブロック研修等で研修を重ねて参りました。また、支援を重ねる

につれ、裁判に関与する検察庁・裁判所・弁護士会等の関係機関の方々にも被害者支援員の存在を認知していただき、支援時は連携と協力をいただくようになり、その結果支援がスムーズになったことを感謝しております。

さらに、近年全国48支援センターの殆どが、各都道府県公安委員会から「早期援助団体」の指定を受け、事件発生直後には「警察情報提供」により、直接支援要請が入るようになりました。当然ではありますが、直接支援回数は以前に比べ多くなり、私達支援員も多忙になりました。また、被害直後の直接支援は時間的にも余裕がな

く、被害者の置かれた立場も千差万別で、マニュアル通りに支援出来ないことも多々あります。それぞれのケースにあった適切な支援方法は？と知恵をしぼり、研修時は支援仲間の方々と事例検討し、よりよい支援方法を探っております。

被害直後の支援は、危機介入や生活支援が多く、被害者の生活圏に入り、身近なところで支援することになりますので、より細やかな視点と配慮が求められます。また、犯罪被害者支援センターの支援には、人的にも経済的にも限界がありますので、行政や福祉等の関係機関との連携が必要になってまいります。

よって被害者支援が、より多くの場で、より多くの方々に認知され、被害者の置かれた立場や心情を理解いただき、被害者支援の必要性を理

解していただかなければなりません。被害者支援に関わる一員として支援業務とともに、関係機関はもとより、一般の方々に対する広報活動の推進に努めたいものです。



**直接支援の推移** (2006年～2012年=全国被害者支援ネットワークによる集計)

	2006年	2007	2008	2009	2010	2011	2012
裁判関連支援	725	716	761	1,397	1,923	2,068	2,467
検察庁関連支援	71	114	247	360	563	518	717
警察署関連支援	53	67	95	128	271	305	306
行政窓口等への付き添い	—	25	37	118	95	112	198
病院付き添い	107	177	165	240	288	319	237
自宅訪問	75	78	96	258	309	199	279
生活支援	30	48	83	116	190	201	370
物品の供与・貸与	23	8	22	24	17	24	85
宿泊施設提供	3	29	7	7	9	28	2

※「行政窓口等への付き添い」項目は、2007年に新設

(編集注) 全国被害者支援ネットワークは、加盟48団体が2006年から2012年に行った直接支援の件数を各年別にとりまとめた。この7年間で、裁判関連、検察庁関連、警察署関連の直接支援が著しく増加している。これは早期援助団体の指定を受けたセンターが増加したことに加え、2008年12月の被害者参加制度、2009年5月の裁判員裁判スタートに伴い、被害者等から司法関係に対する支援ニーズが増えている状況や、各センターがこうしたニーズに応える態勢を整えてきた実情を反映しているようだ。また、行政窓口や病院などへの付き添いも増勢にある。

なお、2012年の調査時点で、生活支援を行ったのは21センター、物品の供与・貸与を行ったのは9センター、宿泊施設を提供したのは2センターだった。

寄稿

## 犯罪被害者等早期援助団体等 と警察



警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 ● 滝澤 依子

冒頭に、紙面をお借りして、第一線で犯罪被害者支援に取り組んでいらっしゃる皆様に、心よりの敬意を表させていただきます。

改めて言うまでもありませんが、全国被害者支援ネットワークには、各都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた団体及びその指定を目指す団体が加盟されています。

犯罪被害者等早期援助団体に関する規定は、平成13年、当時の犯罪被害者等給付金支給法の改正により設けられました。これは、犯罪被害者が被害直後の早い段階から、危機介入的な支援を受けることの重要性を踏まえ、導入された制度です。

なお、この時の改正により、犯罪被害者等早期援助団体に関する規定のほか、警察が犯罪被害者支援に努めなければならないことなどの規定が加えられ、犯罪被害給付制度に関してのみならず警察における総合的な犯罪被害者支援を推進するための法律として位置づけられることとなり、題名も「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」と変更されています。

その後、平成14年5月に、被害者支援都民センターが初の犯罪被害者等早期援助団体として指定され、本年4月末現在では44の団体が指定をされるに至っています。

各都道府県公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体等の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言等の措置を執ることとなっています。具体的には、国家公安委員会告示である「犯罪被害者等の支援に関する指針」において示されており、被害者支援に従事される方々の知識・技能の向上のための情報提供、関係機関・

団体との連携を充実・強化する上で役立つような情報提供、財政的援助などの基盤整備、広報啓発活動への協力等、多岐に亘っています。（この「犯罪被害者等の支援に関する指針」を定めるに当たっては、現・全国被害者支援ネットワーク理事の山上皓先生を座長とする有識者会議を開催し、盛り込むべき内容についての意見をいただいています。）

指針において求められている助言等を行うに当たり、公安委員会として留意しておくべきこととして、「関係機関・団体との連携」「保秘の徹底」と並んで、犯罪被害者等早期援助団体を始めとした民間の支援団体の自主性の尊重の重要性があげられています。民間の支援団体は、警察などの公的な機関のみでは対応することができない、各地域に根ざしたきめ細かな支援を提供できる存在として、大きな意義があり、また、期待もされているところです。したがって、その活動の促進に当たっても、団体の自主性が尊重されることが必要であり、公安委員会による助言・指導が必要以上に団体を拘束することがないようにしなければなりません。

一方で、犯罪被害者のために欠かせない団体として十分な活動をしていただくためのバックアップは上記のとおり行わなければならない、この点のバランスを適切にとることが求められていると言えます。

それぞれの地域によって、あるいは、課題によって、その「適切なバランス」のあり方は異なっているかと思いますが、顔の見える信頼関係を築き、共に課題に取り組む例を積み重ねることで、実のある連携を行っていくことができるものと考えています。



## センター紹介

一般社団法人  
島根被害者サポートセンター

岡村弘事務局長から、早期援助団体の指定を目指し、諸課題克服に精力的な取り組みを続けている状況を紹介していただきました。

島根被害者サポートセンターは、平成20年4月17日に民間支援団体としてスタートし、平成21年12月8日には、「一般社団法人」に改組して犯罪被害者支援活動に取り組み、丁度5年が経過したところであります。

組織の陣容ですが、役員12名、事務局3名、支援員（1期生から5期生）26名の計40名の体制で活動を行っています。

当センターは、遅ればせながら、今年度中の早期援助団体の指定を目指して準備を進めていますが、いろいろ課題も見えてきて悪戦苦闘を続けています。

まず、指定を受けるに当たってネックになったのは、自主財源が少なく安定した財政基盤が構築されていなかったことです。このため、昨年来、県警等の支援協力を得ながら寄付金付きの支援自販機の設置に奔走した結果、現在51台を設置することが出来、会員の会費収入等と併せて自主財源が予算全体の約50%を占めるに至りましたので、やっと胸をなでおろしているところです。

次に支援活動の中核となる事務局の体制が事務局長以下2名と弱く、特に指定要件の「犯罪被害相談員」の配置につきましては、人件費の面から増員が困難な状況が続いており、この体制整備も喫緊の課題となりました。幸い本年度から預保納付金の助成により、事務



事務室

局職員1名の新規雇用が可能となりましたので、本年6月から犯罪被害相談員1名を採用することが出来ました。この採用により、これまで人手不足で、支援責任者と研修責任者は非常勤の理事二人が担当していましたが、この度、常勤の犯罪被害相談員が二つの責任者を一元化して、責任を持って行うこととなりましたので、迅速な対応と現場の生きた研修が出来るものと今から期待しているところでもあります。

三つ目の課題は、支援員の人材の確保と直接支援等の実力の向上についてであります。島根は、地形的に東西に約200kmと長く、県都は東部の松江市（事務所所在地）にあることから、支援員も東部（出雲部）に集中し、26名中25名が東部の在住者で偏在しており、西部（石見部）の支援体制は極めて弱く、支援要請があった場合の継続的な支援に支障が生じるものと懸念しているところでもあります。このため、本年度は、7月13日から開講予定の「支援ボランティア養成講座」に、今から島根県警等の行政機関に依頼して、一本釣りにより、西部（石見部）地区の受講者を多数獲得して頂くよう依頼中でありまして、今後は、受講状況により、西部地区はもとより、隠岐地区にも支援員を配置する等し、支援体制を強化することとしています。

また、支援員の直接支援活動等の技術を向上させるため、毎月実施の継続研修の中に、過去3年間の中四国ブロック研修の内容を取り入れ、受講参加者によるロールプレイ等を実施しての「伝達講習」を繰り返し実施中でありまして、早期支援団体の指定に備えて、今から支援員全体のレベルの底上げを図っているところでもあります。全国のセンターの皆様、指定に向けてのご意見やアドバイス等を頂ければ幸いです。何卒よろしくお願い致します。



電話室

# 用語解説

## 👉 被害者等通知制度

刑事事件の被害者や家族・親族らの方々にとっては、事件の処理結果や裁判の日程・結果、判決後の加害者の状況などは、とても気になる事柄です。法務省はこうした情報をできる限り提供する趣旨で「被害者等通知制度実施要領」（平成11年4月1日施行、同19年12月1日改定）を定めています。

それによると、通知の対象者は①被害者、その親族もしくはこれに準ずる者（内縁関係、婚約者等）、または代理人の弁護士②目撃者その他の参考人等です。

①の被害者・親族等、代理人（弁護士）に通知される事柄は（1）事件の処理結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、中止、移送、家庭裁判所送致の別及び処理年月日）（2）公判期日（係属裁判所及び公判日時）（3）刑事裁判結果（主文、裁判年月日、裁判の確定及び上訴）（4）公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子、勾留及び保釈等の身柄の状況並びに公判経過等（1）から（3）までの事項に準ずる事項（5）有罪裁判確定後の加害者に関する事項—などです。

このうち（5）有罪裁判確定後の加害者に関する事項としては、収容されている刑務所の名称・所在地、満期出所予定の年月、受刑中の状況、釈放・仮釈放された年月日、執行猶予の言い渡しを取り消された年月日、仮釈放審理を開始した年月日、保護観察の開始年月日や終了予定時期、保護観察の終了年月日—などが通知されます。

上記の（1）から（3）までは、検察官が被害者等の取り調べの際、通知を希望するかどうかを確認し、希望した場合に通知する（重大事件の場合には、取り調べを実施しない時でも通知希望の有無を確認し、希望者に通知する）、（4）は希望の有無の確認はしないが、代理人（弁護士）も含め希望があれば通知する—などとしています。（5）を希望する場合は、事件を取り扱った検察庁に通知先、通知方法などを記した書面を提出することが必要で、裁判確定後であればいつでもできます。

ただ、関係者の名誉等を不当に害するおそれや更生を妨げるおそれがあるときなどは、検察官の判断によって希望があっても通知しない場合がある—としています。また、②目撃者その他の参考人等には、上記通知事項に除外項目があります。

この制度とは別に、被害者・親族等の再被害を防止するため検察官が必要と認めた場合には、通知制度に則らなくても通知する仕組みも作っています。

なお、少年審判後の通知は、通知を希望しても検察官の判断によって全部または一部を知らせない場合がある—としています。（以上、法務省ホームページなどから）

被害者や家族・親族の方は、気持ちの動転や極度の緊張などのせいで、検察官から通知希望を確認されても、きちんと応答できなかったという場合もあるでしょうが、そうした時には最寄りの被害者支援センターや代理人の弁護士に相談してください。

認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク  
 広報・組織委員会委員  
 寺島 晃



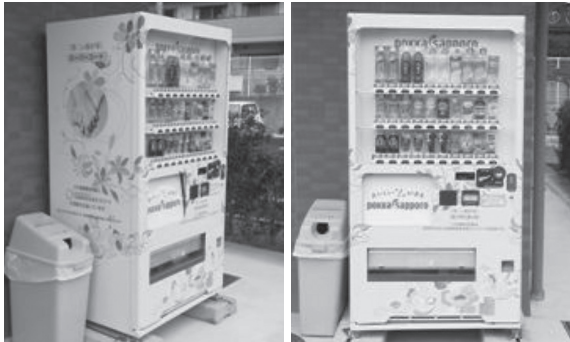
みなさまのご支援によって、私たちは活動しています。ご支援ありがとうございます!

新しく  
「犯罪被害者支援活動を応援する寄付型  
自動販売機」を設置していただきました

寄付型自動販売機は、飲料代金から1本につき10円をご寄付いただく自動販売機です。

- 2013年3月に

株式会社シティー・エステートさまに新たに2台の寄付型自動販売機を設置していただきました。



スーパーコート豊中桃山台

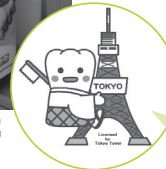
スーパーコート吹田山手

- 2013年4月に

公益社団法人日本歯科医師会さま・社団法人東京都歯科医師会さまに2台の寄付型自動販売機（歯科医師会館・東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校）を設置していただきました。



東京都歯科医師会附属  
歯科衛生士専門学校



日本歯科医師会のキャラクター「よ坊さん」が入った、親しみ深いオリジナルデザインになりました。

犯罪被害者を支援する活動の  
パートナーになってください!

全国ネットワークでは、寄付型自動販売機を設置していただける方を随時募集しています。お問い合わせいただければ、資料をお送りさせていただきます。自動販売機の新設・置き換えは無料です。

ホンデリング・プロジェクトへの  
取り組みがひろがっています!  
～本でひろがる支援の輪～

2011年12月末からスタートしたホンデリング・プロジェクトはたくさんの方々のご参加をいただき、2013年3月末日まで、215名の方から本のご寄付をいただきました。546,633円のご寄付になりました。

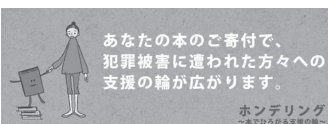


中央大学

多くの学生に協力していただきました。犯罪被害者の方の助けになれば幸いです。

- 立教大学ボランティアグループの皆さまが、多くの方にお声がけ下さり、363冊の本を集めて下さいました。総額31,942円のご寄付をいただきました。

- 2013年2月6～13日の間、中央大学法科大学院においてホンデリング回収キャンペーンを実施していただきました。学生や教職員の皆さまから、170冊、15,750円のご寄付をいただきました。



あなたの本のご寄付で、犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がります。 <http://www.hondering.jp/>



## 2013年度 全国被害者支援ネットワーク事業計画 (主なもの)

### ◆スケジュール

5月～12月	被害者支援を考える・学ぶ講座 (大学・大学院)
7月	支援ニュース第11号発行、全国事務局長等会議・新任事務局長研修
8月	親と子どものためのワークショップ開催
9月	被害者の声第7集発行
10月	ポスター・小冊子発行、自助グループ研修、犯罪被害者支援功労者表彰の実施、NNVS認定コーディネーターの認定
10月18日(金)	全国犯罪被害者支援フォーラム2013 (東京・イイノホール)
10月19日(土) ・20日(日)	秋期全国研修会 (東京・機械振興会館)
11月～12月	全国一斉募金活動の実施、支援ニュース第12号発行
1月～2月	春期研修 (コーディネーターを目指す研修)
3月	支援ニュース第13号発行

諸事情により日程等を変更することがございます

### ◆通年事業

- 被害者緊急支援金給付事業 (随時)
- ネットワークニュース (毎月)
- 質の向上研修<ブロック毎> (4月～3月)
- 質の向上研修<上級 (課題研修) > (東京・宮城・大阪)

### 活動基盤強化への ご支援・ご協力 ありがとうございました

私たちの活動を支える財政基盤の強化のため、多くの方々からいろんな形で応援していただいています。

平成24年度にいただいたご支援・ご協力は ▽賛助会員 (個人118人、団体14法人) 1,331,800円 ▽夢の自販機 (寄付型自動販売機・計48台) 3,045,990円 ▽ホンデリング (186件) 440,969円 ▽ご寄付 (個人20人、団体3法人) 1,564,800円にのぼりました。皆様のご厚情にあらためて深謝申し上げます、被害者支援活動の一層の充実・向上に取り組むこととお誓いいたします。

私たちの財政基盤はまだまだ脆弱な状態にあります。どうか引き続き熱いエールをお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

### 編集後記

次回発行予定日  
2013年12月

- 特集 ●
- 全国フォーラム
- 全国研修会

「あれから10年経ったのに、ちっとも変わらない」「変わらないでいる自分が情けない」「こんな自分にされたのが悔しくて…」と涙が止まらない被害者さんに「どうか、あまりご自分を責めないでくださいね」と声をかけるのが精いっぱいー。被害者・ご家族の深い悲しみや辛さに対し、支援者は何ができるのか、何をすべきなのか、日々の活動はそんな自問の繰り返しです。親身に寄り添い、必要なだけの支援を、途切れなくやり遂げる。そのためには、ふさわしい態勢と確かな力量が不可欠でしょう。被害者支援活動のさらなる充実へ、今号の巻頭言や特集を糧にいただければ、ありがたいです。(T)